

医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を受け入れてくれる事業所を応援します！

【補助対象者】

医療型短期入所事業所 児童発達支援事業所

放課後等デイサービス事業所 生活介護事業所 日中一時支援事業所

【事業主体】

医療法人 社会福祉法人 特定非営利活動法人 株式会社等

【補助対象経費】

①備品購入費助成

- ・受入れのために必要となる送迎用自動車
- ・医療用機器等の備品の購入費の一部
監視用テレビモニター、電動ベッド、マットレス、吸引器、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度を表示する機器）等の医療的ケアを行うにあたって必要となる機器等

②運営費助成 ※医療型短期入所事業所のみ

- ・特別な支援が必要な重度の障がい児・者の受け入れに際し、障害特性に応じて、ヘルパー※の派遣による常時付き添い等の特別な支援を行った場合に要した費用の一部（開設当初の一定期間助成）

※ 指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所において、居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護のサービスを提供する従業者をいう。

【申請様式】

[申請様式はここからダウンロードできます](#)

【お問い合わせ】

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局
障がい者支援課 発達障がい療育班
Tel : 096-333-2237
Fax: 096-383-1739
Mail: shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp